

深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則

平成19年 6 月22日規則第64号

改正

平成26年 3 月31日規則第23号

平成28年 4 月 1 日規則第66号

深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成19年深谷市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、土砂等のたい積の許可申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

(適用の除外)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項第 3 号の規定による規則で定める土砂等のたい積は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 第 7 項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第 6 項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項又は第95条第 1 項の認可を受けて行う土砂等のたい積
- (4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けて行う土砂等のたい積
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 2 第 1 項又は第34条第 2 項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (6) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第 1 項又は第91条第 1 項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (7) 農地法（昭和27年法律第229号）第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の許可を受け、又は同法第 4 条第 1 項第 7 号若しくは第 5 条第 1 項第 6 号の規定により届け出て行う土砂等のたい積
- (8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 4 条、第14条若しくは第71条の 2

の認可又は同法第76条第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積

- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (10) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (11) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (12) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (13) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認及び同法第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第58条の4第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (14) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けて行う土砂等のたい積
- (15) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (16) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (17) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (18) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積
- (19) 埼玉県土採取条例（昭和49年埼玉県条例第6号）第3条第1項の認可を受けて行う土砂等のたい積
- (20) 埼玉県砂防指定地管理条例（平成15年埼玉県条例第45号）第3条第1項の許可を受けて行う土砂等のたい積
(許可の申請の添付書類)

第4条 条例第5条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土砂等のたい積を行う者及びその施工者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土砂等のたい積に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し

- (3) 土砂等のたい積を行う者が土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (4) 土砂等のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- (5) 土砂等のたい積に係る土地の位置図
- (6) 土砂等のたい積に係る土地の完了時及び最大たい積時の平面図及び断面図
- (7) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の平面図、断面図及び構造図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等
(許可の基準)

第5条 条例第7条第1項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(許可等の通知)

第6条 市長は、第2条の許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可を決定し、その旨を土砂等のたい積の許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の許可申請)

第7条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、土砂等のたい積の変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の変更許可申請書には、変更事項について市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(変更の許可等の通知)

第8条 市長は、前条第1項の変更許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可を決定し、その旨を土砂等のたい積の変更許可（不許可）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第9条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第5条第2項第7号に掲げる事項の変更のうち、変更後の土砂等のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂等のたい積前において土砂等のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高

部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差。別表において「土砂等の高さ」という。)が減少することとなるもの又は変更後の土砂等のたい積により生ずるのり面(擁壁に覆われたのり面を除く。別表において同じ。)の勾配が緩和されることとなるものとする。

(変更の届出)

第10条 条例第9条の規定による届出は、土砂等のたい積の変更届出書(様式第5号)により行うものとする。

(標識)

第11条 条例第11条の規則で定める標識は、様式第6号のとおりとする。

(関係書類の閲覧)

第12条 条例第12条の規定による閲覧は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
- (2) 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(着手の届出)

第13条 条例第13条の規定による届出は、土砂等のたい積の着手届出書(様式第7号)により行うものとする。

(定期報告)

第14条 条例第14条第1項の規定による届出は、土砂等のたい積に係る定期の届出書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該土砂等のたい積に係る土地が、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成14年埼玉県条例第64号)第6条第1項又は第7条第1項の規定により埼玉県知事に届け出られた土砂の排出に関する計画において排出先とする土地とされている場合にあつては、当該届出を受理した旨を証した書類の写し
- (2) 当該土砂等のたい積に係る土地について、条例第14条第1項に規定する3月ごとに区分した期間の末日の1週間前の日以後に撮影した写真

(完了等の届出)

第15条 条例第15条の規定による届出は、土砂等のたい積の完了(廃止)届出書(様式第9号)により行うものとする。

(措置命令)

第16条 条例第16条第1項の規定による命令は、改善命令書（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による命令は、措置（中止）命令書（様式第11号）により行うものとする。

（土地所有者等に対する勧告）

第17条 条例第17条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第12号）により行うものとする。

（報告）

第18条 市長は、条例第18条の規定による報告を求めようとするときは、土砂等のたい積状況報告要求書（様式第13号）により通知するものとする。

2 土砂等のたい積を行う者は、前項の規定により報告を求められたときは、土砂等のたい積状況報告書（様式第14号）により市長に報告しなければならない。

（身分証明書）

第19条 条例第19条第2項の身分を示す証明書は、様式第15号のとおりとする。

（書類等の提出部数）

第20条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類の部数は、正副2部とする。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第66号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 条例第7条第1項第1号に関する基準

（1）土砂等の高さは、2メートル（土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で、土質試験等に基づき地盤及び土砂等のたい積に使用する土砂等の安定計算をした結果、土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等の高さに係る数値）以下であること。

（2）土砂等のたい積により生ずるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平

距離が2メートルの勾配（土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で、土質試験等に基づき地盤及び土砂等のたい積に使用する土砂等の安定計算をした結果、土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等のたい積により生じたのり面の勾配）以下であること。

2 条例第7条第1項第2号に関する基準

- (1) 土砂等のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂等のたい積の目的が一時的な土砂等の保管その他これらに類するものである場合は、この限りでない。
- (3) 擁壁は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

3 条例第7条第1項第3号に関する基準

- (1) 土砂等のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂等のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (2) 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配である土地に土砂等のたい積を行う場合は、土砂等のたい積を行う前の土地の地盤と土砂等のたい積に使用した土砂等との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 土砂等のたい積の完了後に土砂等が崩壊しないように、締固めその他の土砂等のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。
- (4) 土砂等のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が、最大たい積時の土砂等のたい積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられ

ていること。

- (5) 土砂等のたい積に係る土地の周囲が前号の場合以外の場合は、隣接地との境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が、1メートル以上保たれていること。
- (6) 土砂等のたい積に伴う周辺住民の生活環境への影響を踏まえ、土砂等のたい積を行う時間、期間等が定められていること。
- (7) 土砂等のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

様式第1号(第2条関係)

土砂等のたい積の許可申請書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号〕

土砂等のたい積の許可を受けたいので、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第5条第1項の規定により、関係書類等を添えて申請します。

土砂等のたい積に関する計画

申請者	住所 (主たる事務所の所在地)			
	氏名 (名称及び代表者氏名)			
土砂等の たい積	たい積区域	所在		
		面積		
	土砂等のたい積の目的			
	請負人	住所 (主たる事務所の所在地)		
		氏名 (名称及び代表者氏名)		
	最大たい積時において土砂等のたい積に用いる土砂等の数量			
	最大たい積時における土地の形状			
	土砂等のたい積の完了時における土地の形状			
	周囲の生活環境の保全のための方策			
	排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画			
	災害等の防止のためにとる措置			
	土砂等のたい積期間		年 月 日～ 年 月 日	

土砂等のたい積の許可(不許可)決定通知書

様

深谷市長



年 月 日付で許可申請のあった土砂等のたい積については、下記のとおり許可(不許可)の決定をしたので、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

申請者	住所 (主たる事務所の所在地)		
	氏名 (名称及び代表者氏名)		
土砂等の たい積	たい積	所 在	
	区 域	面 積	
	目 的		
	期 間		年 月 日～ 年 月 日
許可の条件又は不許可の理由			

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂等のたい積の変更許可申請書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号



〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号〕

年 月 日付 第 号で許可を受けた土砂等のたい積について、下記のとおり深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第8条第1項の規定による変更許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

変更事項	
変更内容	
変更理由	

土砂等のたい積の変更許可(不許可)決定通知書

様

深谷市長



年 月 日付で許可申請のあった土砂等のたい積については、下記のとおり許可(不許可)の決定をしたので、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

変更事項	
変更内容	
許可の条件 (不許可の理由)	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂等のたい積の変更届出書

年 月 日

深谷市長 あて

届出者 住 所

氏 名



電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

下記のとおり変更する(した)ので、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第9条の規定により届け出ます。

記

変更事項	
変更内容	

様式第6号(第11条関係)

深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例に基づく 土砂等のたい積の許可標識			
許可を受けた者	住所 (主たる事務所の所在地)		
	氏名 (名称及び代表者氏名)		
許可の概要	許可番号		
	許可年月日	年 月 日	
	たい積区域	所在	
		面積	
	請負人	住所 (主たる事務所の所在地)	
		氏名 (名称及び代表者氏名)	
電話番号			
土砂等のたい積期間	年 月 日～ 年 月 日		
許可をした機関	名称	深谷市長	

備考 大きさは、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上とする。

土砂等のたい積の着手届出書

年 月 日

深谷市長 あて

届出者 住 所
氏 名
電話番号



〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

下記のとおり土砂等のたい積に着手したので、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第13条の規定により届け出ます。

記

土砂等のたい積の許可に関する事項	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		
	た い 積 区 域	所在	
		面積	
土砂等のたい積に着手した年月日			

土砂等のたい積に係る定期の届出書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

深谷市土砂等たい積の規制に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

対 象 と な る 期 間		年 月 日 ~	年 月 日
土砂等のたい積の許可	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日	年 月 日	
	土 地 の 所 在		
	区 域 面 積		
搬入した土砂等 ①	採 取 場 所		
	数 量		
搬入した土砂等 ②	採 取 場 所		
	数 量		
搬入した土砂等 ③	採 取 場 所		
	数 量		
搬入した土砂等 ④	採 取 場 所		
	数 量		

土砂等のたい積の完了(廃止)届出書

年 月 日

深谷市長 あて

届出者 住 所
氏 名
電話番号



〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

下記のとおり土砂等のたい積を完了(廃止)したので、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第15条の規定により届け出ます。

記

土砂等のたい積の許可に関する事項	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		
	た い 積 区 域	所在	
		面積	
土砂等のたい積を完了(廃止)した年月日			

改 善 命 令 書

様

深谷市長



あなたが深谷市で行った土砂等のたい積については、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第16条第1項の規定により、下記のとおり改善をすることを命じます。

記

1 改 善 箇 所

2 改 善 方 法

3 改 善 完 了 期 限 年 月 日

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

措置(中止)命令書

様

深谷市長



あなたが深谷市で行った土砂等のたい積については、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第16条第2項の規定により、下記のとおり措置(中止)することを命じます。

記

1 命令事項

2 措置すべき事項

3 措置完了期限又は中止期限 年 月 日

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

勸 告 書

様

深谷市長



あなたが深谷市 で行っている土砂等のたい積については、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第17条第1項の規定により 年 月 日までに下記の必要な措置をとることを勧告します。

記

必要な措置

第 号
年 月 日

土砂等のたい積状況報告要求書

様

深谷市長



年 月 日付で申請された土砂等のたい積について、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第18条の規定により、下記の事項に係る報告書の提出を要求します。

記

1 土砂等のたい積区域の所在

2 報告すべき事項

3 提出期限 年 月 日

土砂等のたい積状況報告書

年 月 日

深谷市長 あて

届出者 住 所
氏 名
電話番号



〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

年 月 日付 第 号で報告を求められた事項について、下記
のとおり報告します。

記

1 土砂等のたい積区域の所在

2 報 告 事 項

(表)

第	号		
職	氏名		
年	月	日生	
上記の者は、深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第19条第1項の規定により立入検査をするものであることを証明する。			
年	月	日	発行
深谷市長			印

(裏)

深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例(抜すい)
(立入検査)
第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等のたい積を行う者の事務所、事業所又は土砂等のたい積を行っている場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則)
第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
(4) 第19条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者